

## 津市建設工事等に係る入札及び契約に関する苦情処理要領

平成18年8月14日

改正 平成20年6月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事等に係る入札及び契約の過程に関する苦情等を適切に処理する手続等に関し、必要な事項を定める。

(対象工事等)

第2条 この要領の対象となる建設工事等は、本市が発注する設計金額が130万円を超える工事及び製造の請負並びに設計金額が50万円を超える建設コンサルタント業務等で津市建設工事等入札参加資格審査委員会設置要綱(平成18年津市訓第3号)第1条に規定する津市建設工事等入札参加資格審査委員会の審査に付されたものとする。

(苦情の申立てができる範囲)

第3条 苦情の申立てができる範囲は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般競争入札において、入札参加申込書を提出した者で入札参加資格を認められなかったもの 参加資格を認められなかったこと及びその理由
- (2) 参加意思確認型指名競争入札において、当該入札と同一の業種の競争入札参加資格者名簿に登載されている者で指名されなかったもの 指名されなかったこと及びその理由
- (3) 随意契約において、当該契約と同一の業種の競争入札参加資格者名簿に登載されている者で選定されなかったもの 選定されなかったこと及びその理由

(苦情の申立ての方法)

第4条 苦情の申立てをしようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間内に苦情申立書(第1号様式)を発注機関の長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1号に掲げる者 入札参加資格を認められない旨の通知を行った日から起算して7日以内
- (2) 前条第2号に掲げる者 入札指名の公表があった日から起算して7日以内

内

(3) 前条第3号に掲げる者 契約の相手方の公表があった日から起算して7日以内

(苦情の申立てへの回答)

第5条 発注機関の長は、苦情の申立てがあったときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して7日以内に、当該苦情申立書を提出した者（以下「申立者」という。）に対し、回答書（第2号様式）により回答するものとする。ただし、合理的かつ相当の理由があるときは、その期限を延長することができる。

2 発注機関の長は、前項ただし書の規定により回答期限を延長するときは、申立者にその理由を回答期限延長通知書（第3号様式）により通知するものとする。

3 発注機関の長は、苦情の申立てが申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して7日以内に、却下通知書（第4号様式）により当該申立てを却下することができる。

(再苦情の申立て)

第6条 前条第1項の回答書の送付を受けた申立者で当該回答書の内容に不服があるものは、当該回答書の送付を受けた日の翌日から起算して7日以内に再苦情申立書（第5号様式）により市長に再苦情の申立てをすることができる。

2 市長は、再苦情の申立てがあったときは、速やかに津市入札等監視委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

(再苦情の申立てへの回答)

第7条 市長は、再苦情の申立てがあったときは、委員会の審議の結果を踏まえた上で、委員会から審議の結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内に、再苦情の申立者に対し、再苦情申立てに対する回答書（第6号様式）により回答するものとする。

2 市長は、再苦情の申立てが申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、前条第2項の規定にかかわらず、再苦情申立書を受理した日の翌日から起算して7日以内に、却下通知書により当該再苦情の申立てを却下することができる。

3 市長は、前項の規定により再苦情の申立てを却下したときは、これを直近

の委員会の会議において報告するものとする。

(期限の特例)

第8条 この要領に規定する期限については、津市の休日を定める条例（平成18年津市条例第14号）第3条の規定を準用する。

(入札及び契約手続の執行)

第9条 苦情及び再苦情の申立ては、入札及び契約手続の執行を妨げない。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年8月21日から施行する。

附 則（平成20年6月1日）

この要領は、平成20年6月1日から施行する。



第2号様式（第5条関係）

回答書

（記号番号）

年 月 日

（氏名）様

（発注機関の長）（氏名） 閣

年 月 日付けで申立てがあった苦情について、次のとおり回答します。

- 1 苦情申立ての対象工事等
- 2 苦情申立ての内容及びその理由
- 3 回答内容

（再苦情の申立てについて）

この回答書の内容に不服があるときは、回答書を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、再苦情の申立てをすることができます。

第3号様式（第5条関係）

回答期限延長通知書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

（発注機関の長）（氏 名） 印

年 月 日付けで申立てがあった苦情について、次のとおり回答期限を延長しますので通知します。

1 苦情申立ての対象工事等

2 苦情申立ての内容及びその理由

3 延長後の回答期限 年 月 日

4 延長する理由

第4号様式（第5条、第7条関係）

却下通知書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

（発注機関の長）（氏 名） 印

年 月 日付けで申立てがあった 苦 情 について、次のとおり却下し  
再苦情  
たので通知します。

- 1 苦情申立ての対象工事等
- 2 苦情申立ての内容及びその理由
- 3 却下理由

第5号様式（第6条関係）

再苦情申立書

年 月 日

（あて先）津市長

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話番号

年 月 日付け（記号番号）の回答書の内容について、次のとおり再苦情を申し立てます。

1 再苦情申立ての対象工事等

2 再苦情申立ての内容及びその理由



第6号様式（第7条関係）

再苦情申立てに対する回答書

（記 号 番 号）  
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付で申立てがあった再苦情について、次のとおり回答します。

1 再苦情申立ての対象工事等

2 再苦情申立ての内容及びその理由

3 再苦情申立てに対する回答

承認

（再苦情申立てがあった事項に対し講ずる措置）

棄却

（理由）